

- 給与上手くんα VERSION:16.303
- 給与上手くんαクラウド・給与上手くんαクラウド SE VERSION:16.303

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1・10 搭載機へのインストールは不可となっています。

◆ 給与・賞与

➤ 社員登録

①通勤費の自動計算において、以下を修正しました。

- ・通勤距離（片道）が2km未満でも、駐車場代を入力していると最大5,000円まで通勤手当の非課税額として計上されていたため、通勤距離の条件を考慮し、駐車場の非課税限度額が適正にされるよう計算方法を見直しました。

電車・バス/マイカー・自転車：		
支払方法	一括	
支払間隔	毎月	
支払開始月(年月)		
通勤距離(片道)	1.00	Km
支払総額	1,000	円
駐車場代	6,000	円
課税総額(当月分)	2,000	円
非課税総額(当月分)	5,000	円

駐車場のうち5,000円が非課税と判定されていました。

- ・通勤費合計（当月分）は最大15万円であるべきところ、駐車場代を除く通勤費が15万円以上で、かつ駐車場代も支給している場合に、駐車場代の非課税額が追加され、通勤費合計が15万円を超える金額となっている場合があります。駐車場代を含めた場合でも適切な非課税限度額となるように計算方法を見直しました。

電車・バス：		
支払方法	一括	
支払間隔	毎月	
支払開始月(年月)		
支払総額	160,000	円
課税総額(当月分)	10,000	円
非課税総額(当月分)	150,000	円

電車・バス/マイカー・自転車：		
支払方法	一括	
支払間隔	毎月	
支払開始月(年月)		
通勤距離(片道)		Km
支払総額	0	円
駐車場代	6,000	円
課税総額(当月分)	1,000	円
非課税総額(当月分)	5,000	円

通勤費合計(当月分)：		
課税総額	11,000	円
非課税総額	155,000	円

電車・バスで15万円の枠を使い切っていますが、駐車場代がさらに上乗せで控除されていました。

- ・4月20日に国税庁にて公開された「通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&A」のケースBに対応するため、計算の流れを変更しました。

影響があるケースは、次の通りです。

「実際の支給額 < 距離に応じた非課税限度額 かつ 駐車場代 > 5,000円」

《計算の変更詳細》

修正前：通勤距離に応じた非課税額と駐車場代の非課税額をそれぞれ計算してから合算



修正後：通勤費全体の非課税限度額を算出（距離に応じた非課税限度額 + 駐車場代の非課税限度額）してから通勤費全体（実際の支給額 + 駐車場代）の非課税額を計算



《参照》

通勤手当の非課税限度額の改正に関する Q&A

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026tsukin/pdf/01.pdf>

ご注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

以上